

情報連携などの本格運用が開始に

平成28年1月から利用が開始されているマイナンバー制度。今回は秋頃から本格運用が開始される、情報の連携やマイナポータルについて紹介します。

マイナンバーとマイナンバーカード

マイナンバー(個人番号)とは、日本国内の全住民に指定・通知されている12桁の番号を指します。マイナンバーが記載されている通知カードだけでは、本人確認書類としては使用できません。



マイナポータルの画面

マイナンバーカードとは、マイ

ナンバーの通知後、個人の申請により交付される顔写真入りのプラスチックカードを指します。カード内に電子的に個人を認証する機能(電子証明書)が搭載され、マイナンバーの確認と本人確認をこのカード1枚で行うことができます。また、これから紹介する「マイナポータル」を利用する際にもこのカードが必要になります。

情報連携の開始

国や地方自治体などの間で、住民票情報や所得情報、各種資格情報などの照会・提供が行われる情報連携の開始が予定されています。

本格運用が開始されれば、市役所での各種申請手続きの際に提出する必要があった書類(住民票の写し・課税証明書など)を省略できるようになります。

マイナポータルとは

マイナポータルは、政府が運営する一人一人のマイナンバーに関するポータルサイトで、マイナンバーの情報連携と同時期に本格運用が開始されます。

また、子育てに関する行政手続きがワンストップできたり、行政からのお知らせを自動的に受け取ったりできるようになります。

利用には、パソコンまたはマイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォン、マイナンバーカード、ICカードリーダーなどの準備が必要になります。

主な機能は、次の通りです。
 ○あなたの情報(自己情報表示)：行政機関などが保有するあなたの情報を確認できます
 ○やりとり履歴(情報提供等記録表示)：あなたの個人情報を行政機関同士がやりとりした履歴を確認できます
 ○お知らせ機能：行政機関などから配信されるお知らせを受け取れます
 ○びったりサービス：住んでいる自治体の行政サービスの検索や、オンラインでの申請ができます
子育てワンストップサービス
 マイナポータルの「びったりサービス」を使用すると、自身に合った子育てに関するサービスが検索できたり、一部の手続きがオンラインで申請できたりようになります。
 本市で利用できる主なサービスは次の通りです。
 ○児童手当の手続き
 ○児童扶養手当の現況届
 ○保育所の入所申請
 ○妊娠の届け出
 このように、情報連携やマイナポータルの本格運用が開始されれば、市民の皆さんの負担が軽減され、暮らしがもっと便利になります。

本格運用の開始日については、国から発表があり次第市ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/page064400.htm>)などでお知らせします。

総合案内：マイナンバー総合フリーダイヤル(☎0120・95・0178、午前9時30分～午後8時(土・日曜日、祝日は午後5時30分まで))

マイナンバーカードの申請などに関すること：市民課(☎20・1525)

問い合わせ先

子育てワンストップに関すること：児童手当関係・子育て支援課(☎20・1538)、保育所の入所関係・保育課(☎20・1607)、妊娠の届け出関係・健康増進課(☎27・1111)

※くわしくは各問い合わせ先へ。

